

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	重度障がい者医療費助成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

交野市は、重度障がい者医療費の助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

交野市長

公表日

令和7年12月23日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	重度障がい者医療費の助成に関する事務
②事務の概要	交野市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例に基づき、医療費の一部を助成している。 具体的な事務内容は次のとおりである。 ①重度障がい者医療費助成対象者の資格管理に関する事務 ②重度障がい者医療費助成の支給に関する事務
③システムの名称	福祉総合システムMISALIO子育てソリューション、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
重度障がい者医療費助成情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)番号法第9条第2項 ・交野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1(第4条関係)第2の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会) 番号法第19条第9号 (情報提供) 情報ネットワークによる情報提供は行わない。
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部 障がい福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒576-8501 大阪府交野市私部1丁目1番1号 交野市役所 総務部 総務課 電話072-892-0121
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒576-0034 大阪府交野市天野が原町5丁目5番1号 交野市立保健福祉総合センター(ゆうゆうセンター) 福祉部 障がい福祉課 電話072-893-6403
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、住基ネット照会を行う際には、4情報または住所を含む3情報による照会を原則としている。また、入力誤りがないかの確認を複数人で行っており、人為的ミスが発生するリスクへの対策を行っている。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない [十分に行っている]
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている [十分である]
判断の根拠	特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインに則り、漏えい・紛失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万一発生した場合に備え、バックアップを保管している。また、特定個人情報が記載された書類などを廃棄する場合には廃棄した記録を保存する運用としている。これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I-5-②所属長	山笠 勝哉	森山 友美子		
平成30年4月1日	I-1-②事務の概要	身体障害者及び知的障害者	重度障がい者	事後	平成30年7月連携開始のために、平成29年12月25日情報連携の届出を提出したため
平成30年4月1日	II-1 対象人数	1,000人未満(任意実施) 平成27年3月31日時点	1,000人以上1万人未満 平成30年4月1日時点	事後	
平成30年4月1日	II-2 取扱者数	500人未満	500人以上	事後	
平成30年4月1日	IIIしきい値判断結果	特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない	基礎項目評価の実施が義務付けられる	事後	
令和1年6月10日	IV リスク対策	「IV リスク対策」の記載なし	「IV リスク対策」を記載	事前	
令和1年6月10日	I-5-②所属長	課長 森山友美子	課長	事後	
令和1年6月10日	II-1 いつ時点の計数か	2018/4/1	平成31年6月1日時点	事後	
令和1年6月10日	II-2 いつ時点の計数か	2018/4/1	平成31年6月1日時点	事後	
令和2年4月1日	表紙(評価書名)	障がい者医療費	重度障がい者医療費	事後	
令和2年4月1日	表紙(個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言)	障がい者医療費	重度障がい者医療費	事後	
令和2年4月1日	I-1-①事務の名称	障がい者医療費	重度障がい者医療費	事後	
令和2年4月1日	I-1-②事務の概要	障がい者医療費	重度障がい者医療費	事後	
令和2年4月1日	I-2特定個人情報ファイル名	障がい者医療費	重度障がい者医療費	事後	
令和3年9月1日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第14号	番号法第19条第15号	事後	
令和6年5月10日	I-3 法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 番号法第9条第2項に基づく条例	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 番号法第9条第2項 ・交野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1(第4条関係)第2の項	事後	
令和6年5月10日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第15号	番号法第19条第9号	事後	
令和6年5月10日	II-1 いつ時点の計数か	令和1年6月1日時点	令和6年5月10日時点	事後	
令和6年5月10日	II-2 いつ時点の計数か	令和1年6月1日時点	令和6年5月10日時点	事後	
令和7年4月22日	I-8 連絡先	電話072-893-6400	電話072-893-6403	事後	
令和7年12月23日	I-3法令上の根拠	番号法第19条第9号	(情報照会) 番号法第19条第9号 (情報提供) 情報ネットワークによる情報提供は行わない。	事後	
令和7年12月23日	II-1 いつ時点の計数か	令和6年5月10日時点	令和7年12月1日時点	事後	
令和7年12月23日	II-2 いつ時点の計数か	令和6年5月10日時点	令和7年12月1日時点	事後	
令和7年12月23日	IV リスク対策	5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は[十分である] 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(提供) 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か[十分である]	5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(提供)	事後	